◇**関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二八六号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている四品目について、平成二五年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

㈠	乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）	七万　トン
㈡	とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの、その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないもの以外のもの））	二一〇万四、二〇〇　トン 四万六、八〇〇　トン 五万七、二〇〇　トン 二五万一、八〇〇　トン
㈢	麦芽	八万三、五〇〇　トン
㈣	でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**計量単位令の一部を改正する政令**（政令第二八七号）（経済産業省）

1　生体内の圧力を計量する単位として用いられている水銀柱メートル等について、特殊の計量に用いる計量単位に追加し、その定義を定めることとした。（別表第六関係）

2　計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成一一年政令第二七三号）は、廃止することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第二八八号）（厚生労働省）

1　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第一三条、第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二八九号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額の改定を行うこととした。（第一八条関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九〇号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第五条、第七条及び第九条～第一一条関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九一号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第三条～第五条及び第八条関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九二号）（内閣官房）

1　独立行政法人海上災害防止センターを指定公共機関から削除し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四五年法律第一三六号）第四二条の一三第一項の指定海上防災機関を指定公共機関として追加することとした。

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約**（条約第一〇号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とニュージーランドとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、当該条件等がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る一定の配当については免除され、その他の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　匿名組合契約に関連して取得する所得等に対しては、源泉地国において課税することができる。（第二〇条関係）